



## 令和8年度の保育料について

### 1 幼児教育・保育の無償化について

3歳から5歳児のお子さんと住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの保育の必要性があるお子さんは、幼児教育・保育の無償化により保育料が無償となっています。

- (1) 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です（※幼稚園・認定こども園（教育利用）については、入園できる時期に合わせて、満3歳（3歳になる誕生日の前日）から無償化対象となります）。
- (2) 通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者負担となります。詳しい金額等は利用施設にご確認ください。

### 2 保育料の算定方法について（※0歳から2歳児の保育料）

- (1) 保育料は、保護者（父・母）の市町村民税所得割課税額の合計額（以下「市民税額」といいます。）、保育必要量（保育標準時間・短時間）、きょうだい区分（1人目～3人目以降）などによって算定します。
- (2) 算定の際の市民税額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除などの税額控除については控除前の税額で算定します。
- (3) 所得税や住民税が未申告の場合、または海外での収入がわかる証明資料の提出がない場合の保育料は、最高額（D11階層）となります。該当する場合は至急資料等をご提出してください。
- (4) その他
  - ・ 保育料は、年度当初の年齢で決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
  - ・ 月途中入所および月途中退所の場合の保育料は、日割りの額となります。ただし、月途中で入所した場合でも、入所日がその月の最初の開所日であった場合は、月の初日で入所したものとみなして日割計算は行いません。同様に月途中で退所した場合でも、退所日がその月の最後の開所日であった場合は、月の末日で退所したものとみなして日割計算は行いません。
  - ・ ならし保育期間中も通常の保育料がかかります。

### ◆長野市多子世帯等保育料軽減制度

お子さんの年齢が0歳から2歳児（3歳未満児）で、保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業）などに在籍しているお子さんが対象です。なお、軽減を受けるための申請は必要ありません（8（6）参照）。

#### ※きょうだいのカウント方法・軽減額

長野市多子世帯等保育料軽減制度における、きょうだいのカウント方法は、次のとおりきょうだいの年齢等にかかわらず、保護者と生計を一にする最年長の兄弟姉から順にカウントし、2人目以降を無償としています。また、市民税額<sup>注1</sup>157,700円未満の低所得世帯（ひとり親世帯、在宅障害児（者）<sup>注2</sup>と同居している世帯は77,101円未満）は更に軽減を拡充しています。

注1：保育料決定通知書の『保育料算定情報』欄にある市町村民税所得割課税額が“999999999”と表示されている場合は、課税資料の提出がない場合や税が未申告の場合です。この場合、1人目のお子さんについては長野市多子世帯等保育料軽減制度による軽減対象とはならず、保育料は最高額となります。軽減の適用は税額が確認できた月の翌月からとなり、当初決定までさかのぼって再算定するものではありません。

注2：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当受給証明書・国民年金証書の写しを提出している方です。

なお、兄弟が特別支援学校の幼稚部・児童心理治療施設通所部への通所・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援等を利用している場合は、市民税額にかかわらず在学証明書または受給者証の写しを提出してください。

# 令和8年度 保育料基準額表(軽減拡充後)

単位:円

表1 3号認定(0~2歳児) 保育所、認定こども園、地域型保育事業

きょうだいのカウント年齢制限なし

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)					
階層区分	定義	3歳未満児					
		保育標準時間			保育短時間		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	4,950 [900]	0 [0]	0	4,950 [900]	0 [0]	0
D1	48,600円以上 57,700円未満	7,100 [900]	0 [0]	0	7,000 [900]	0 [0]	0
	57,700円以上 60,000円未満	14,200 [900]	0 [0]	0	14,000 [900]	0 [0]	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	19,400 [900]	0 [0]	0	19,100 [900]	0 [0]	0
D3	76,000円以上 77,101円未満	24,500 [900]	0 [0]	0	24,100 [900]	0 [0]	0
	77,101円以上 97,000円未満	24,500	0	0	24,100	0	0
D4	97,000円以上 123,000円未満	31,500	0	0	31,000	0	0
D5	123,000円以上 148,000円未満	40,500	0	0	39,800	0	0
D6	148,000円以上 169,000円未満	44,000	0	0	43,300	0	0
D7	169,000円以上 219,000円未満	50,500	0	0	49,700	0	0
D8	219,000円以上 265,000円未満	53,600	0	0	52,700	0	0
D9	265,000円以上 301,000円未満	54,500	0	0	53,600	0	0
D10	301,000円以上 397,000円未満	55,600	0	0	54,700	0	0
D11	397,000円以上	56,700	0	0	55,700	0	0

- ※1 [ ]書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯の額で、保育料が軽減されています。市町村民税所得割課税額77,101円以上の軽減はありません。
- ※2 下線部分は、長野市多子世帯等保育料軽減による拡充後の額です。
- ※3 きょうだいのカウント方法は、きょうだいの年齢等にかかわらず、生計を一にする最年長の兄弟から順にカウントします。

## 3 副食費の取扱いについて

### (1) 基本的な考え方

副食費(おかず・おやつ代)の取扱いについては、以下のとおりとなります。

- ① 幼稚園、認定こども園(教育利用)
  - 主食・副食費ともに利用している施設にお支払いください。
- ② 保育所、認定こども園(保育利用)、地域型保育事業
  - ア. 3歳~5歳児: 主食費と副食費をまとめて利用している施設にお支払いいただきます。(主食をご家庭から持参する施設もあります。)
  - イ. 0歳~2歳児: 主食・副食費ともに、保育料に含まれます。

## (2) 副食費の免除対象者

以下のいずれかに該当する3歳から5歳児の副食費を免除します。対象となるお子さんは、保育料決定通知書の中で徴収免除の旨が記載されておりますのでご確認ください。なお、4の年度切替や所得税・住民税の修正申告に伴う税額の更正、世帯構成の変更などにより、年度の途中であっても免除対象となったり、免除対象外となる場合があります。(4の年度切替を含め、年度途中で変更があった場合にお知らせします。)

- ① 年収360万円未満相当世帯の子ども(市民税額が1号認定子どもは77,101円未満、2号認定子ども(満3歳児を除く)は57,700円未満)
- ② 3人目以降<sup>(注)</sup>の子ども (注)認定区分(1号・2号)、市民税額、世帯の状況により、きょうだいカウントが異なります(表2・3)。また、保育料を算定する際のきょうだいカウントとも異なりますのでご注意ください。

### 令和8年度 副食費免除対象の範囲(斜線部分)

表2 2号認定(3~5歳児) 保育所、認定こども園(保育利用)		表3 1号認定(満3~5歳児) 幼稚園、認定こども園(教育利用)	
各月初日の児童の属する世帯の階層区分		副食費免除対象の範囲	
定義		1人目	2人目
生活保護世帯		斜線部分	
市町村住民税非課税世帯			
市町村住民税所得割課税額	57,700円未満の世帯 (ひとり親等の場合は77,101円未満)	斜線部分	
	57,700円以上の世帯 (ひとり親等の場合は77,101円以上)		
各月初日の児童の属する世帯の階層区分		副食費免除対象の範囲	
定義		1人目	2人目
生活保護世帯		斜線部分	
市町村住民税非課税世帯			
市町村住民税所得割課税額	77,101円未満の世帯	斜線部分	
	77,101円以上の世帯		

※「ひとり親等」とは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯をさします。

※世帯の状況にかかわらず、免除対象範囲は表にある階層区分によります。

共通：きょうだいカウントに年齢制限がある場合(2号認定57,700円以上、1号認定77,101円以上)の兄弟は、教育・保育施設等(保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設通所部への通所、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援等)を利用している場合がカウント対象となります。

## 4 年度切替の時期について(※0歳~2歳児の保育料、3歳~5歳児の副食費の免除対象)

保育料は、4月分から8月分は令和7年度(令和6年中所得)、9月分から翌年3月分は令和8年度(令和7年中所得)の市民税額によりそれぞれ算定します。令和8年度の市民税額が前年度と異なる場合、9月分から階層区分が変更され、保育料が変更になる場合があります。(副食費の免除となる対象も同様です。)

なお、幼児教育・保育の無償化対象となる方は、所得階層にかかわらず保育料は引き続き無償となります(※0歳から2歳児までの無償化対象世帯については階層区分の変更により保育料が発生する場合があります)。

令和8年度の保育料		令和9年度の保育料
4月分~8月分	9月分~3月分	4月分~8月分
令和7年度の市民税額で算定 (税額通知は令和7年6月)	令和8年度の市民税額で算定 (税額通知は令和8年6月)	

ひとり親世帯、在宅障害児(者)と同居している世帯の市民税額が77,101円未満から77,101円以上となった場合、8月までの保育料と比べ大きく変わる場合があります。

## 5 保育料・副食費の納付について

### (1) 納付先と納付方法

#### ○保育料

利用施設	納付先	納付方法	納付日(口座振替日)
保育所(市立・私立)、市立認定こども園	長野市	口座振替	月末(金融機関が休業日の場合は翌営業日)
私立認定こども園、地域型保育事業	利用施設	利用施設が定める方法	利用施設が定める日

#### ○副食費

利用施設	納付先	納付方法	納付日(口座振替日)
市立保育所(指定管理園を除く)、市立認定こども園	長野市	口座振替	月末(金融機関が休業日の場合は翌営業日)
私立保育所(指定管理園を含む)、認定こども園、幼稚園	利用施設	利用施設が定める方法	利用施設が定める日

## 《納付先が長野市の場合の口座振替日》

月	振替日	月	振替日	月	振替日	月	振替日
4月分	4月30日(木)	7月分	7月31日(金)	10月分	11月2日(月)	1月分	2月1日(月)
5月分	6月1日(月)	8月分	8月31日(月)	11月分	11月30日(月)	2月分	3月1日(月)
6月分	6月30日(火)	9月分	9月30日(水)	12月分	1月4日(月)	3月分	3月31日(水)

注1 残高不足等で口座振替ができなかった場合の再振替は行っていませんので、翌月中旬頃までに市役所又は支所窓口にて直接納付してください(保育所保育料・副食費(私立保育所副食費は除く)・市立認定こども園保育料・副食費)。

注2 振替口座の登録や変更は、「口座振替WEB申込サービス」をご利用ください(一部金融機関を除く)。

(2) 施設を欠席した場合でも、1月分の保育料をお支払いいただきます。

## 6 保育料の滞納について ※保育所・市立認定こども園保育料の場合

保育料を滞納すると督促状を送付します。督促状の納期限までに納付されない場合は、督促手数料に加え延滞金が発生します。その後、電話や文書による催告などを行ってもなお、納付いただけない場合は、法令等の規定により児童手当の支給の際に未納分を天引きする場合や、給料・預貯金などの財産を調査のうえ、財産の差押処分を実施する場合があります。

## 7 保育料の減免について ※次の場合には、市にご相談ください。

失業・疾病・り災等の不測の事態により、保育料の支払いが困難になった場合、保育料の減免制度があります。(育児休業、自己都合退職・転職等や自営の売り上げ減少等は減免の対象になりません)。

## 8 給付認定の変更申請について

※次の場合には、保育料や副食費の免除対象に影響が生じますので、利用施設を通じて必ず変更申請をしてください。なお、事実のあった日に遡って変更とはなりませんのでご注意ください。特に税の申告期限(令和8年3月16日)以降に申告書を提出した場合で、給付認定の変更申請をしないと9月以降の保育料等の算定に影響することがあります。

(1) 所得税や住民税の修正申告等を行い、市民税額が変更された場合

変更申請のあった日の翌月から変更後の市民税額により保育料を算定します。

(2) 税の申告により市民税額が決定された場合

税の未申告中の保育料は、最高額となっています。変更申請のあった日の翌月から決定後の市民税額により保育料を算定します。

(3) 保護者の婚姻・離婚等、世帯の構成に変更があった場合

変更申請のあった日の翌月から変更後の保護者の市民税額により保育料を算定します(離婚調停中であって、かつ、父母が住民票上でも別居している場合は、現に児童を監護している保護者の市民税額により保育料を算定する場合がありますので、市にご相談ください)。

(4) 転職、勤務地の変更、就労時間帯の変更、就労から産前・産後休暇となった場合や引き続き育児休業となる場合など、保育を必要とする理由や保育必要量の変更があった場合

(5) 同一世帯の方が身体障害者手帳等の交付を新たに受けた場合や、身体障害者手帳等の交付を受けている方と同居することとなった、または同居しなくなった場合

(6) 同居の兄弟が別居することとなった場合(別居していた兄弟が同居することとなった場合を含む)

同居の兄弟が別居することとなり、引き続き、きょうだいカウントの対象とする場合は、確認書類の提出を依頼する場合があります。

なお、施設の申込時や年1回の現況届の提出の際に、別居している兄弟がいる場合は、「同居以外の兄弟」欄に兄弟のお名前等を記入してください。

## 9 認定こども園の給付認定の変更について

認定こども園のメリットは、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、給付認定の変更により通いなれた園を継続して利用できることが大きな特徴です(3歳~5歳児に限ります)。

ただし、1号認定から2号認定に認定区分を変えたい場合は、同じ施設であっても保育利用として改めて通常申し込みをし、新規申し込みの方と同じく利用調整を受けていただく必要があります。

また、保育を必要とする要件がありながら1号認定への変更を希望する場合は、夏休みなどの長期休業があることや、保育料以外の上乗せ徴収など、別途かかる費用もありますので、利用施設に必ず確認してください。